

改正後

現行

(削除)

三鷹市子ども家庭支援ネットワークに関する規則

平成14年3月29日
規則第26号

改正 平成15年6月12日規則第30号 平成16年4月1日規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、子どもと子育てに関する関係組織等の相互の連絡及び調整を行うため、三鷹市子ども家庭支援センター条例(平成9年三鷹市条例第6号)第3条第2号に規定するネットワークを設置し、もって関係組織等が連携して子どもと家庭を支援することを目的とする。

(名称等)

第2条 ネットワークの名称は、三鷹市子ども家庭支援ネットワーク(以下「支援ネット」という。)とする。

2 支援ネットは、児童虐待防止区市町村ネットワーク事業実施要綱(平成14年3月29日付け13福子計第1754号)に定める児童虐待防止協議会を兼ねるものとする。
一部改正〔平成15年規則30号〕

(構成)

第3条 支援ネットは、別表に掲げる組織等の代表者及び子育て支援担当者をもって構成する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(運営)

第4条 連絡会の運営は、子ども家庭支援センター長(以下「センター長」という。)が行う。

(会議)

第5条 センター長は、次の会議を開催する。

- (1) 連絡会
- (2) 定例会
- (3) ケース検討会

2 連絡会は、各年度の支援ネットの運営方針を定めるため、支援ネットの構成員により各年度1回開催する。

3 定例会は、ネットワークの運営に関する情報交換を行うため、別表に掲げる組織等の子育て支援担当者により月1回開催する。

4 ケース検討会は、問題を抱える子どもと家庭を支援するため、各事案に関わる組織等の子育て支援担当者により随時開催する。

一部改正〔平成15年規則30号〕

(プライバシーの保護)

第6条 連絡会の構成員は、プライバシーの保護に最大の注意を払わなければならない。

2 市長は、支援ネットに関するプライバシーの保護のため、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、子ども家庭支援センターが行う。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月12日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第17号)

改正後

現行

(削除)

この規則は、公布の日から施行する。
別表（第3条関係）

子ども家庭支援センター	社会教育会館
健康福祉部子育て支援室	市立小学校、中学校及び幼稚園
市立保育園	東京都杉並児童相談所
児童館	東京都三鷹武蔵野保健所
むらさき子どもひろば	警視庁三鷹警察署
市立母子生活支援施設	母子自立支援員（三鷹市担当）
健康福祉部生活福祉課	民生委員・児童委員及び主任児童委員
健康福祉部健康推進課	社団法人三鷹市医師会
北野ハビネスセンター	三鷹市助産師会
企画部企画経営室	三鷹市内の私立保育園及び保育室
教育委員会事務局教育部指導室	三鷹市内の私立幼稚園
教育委員会事務局教育部生涯学習課	社会福祉法人朝陽学園
教育センター教育相談室	

全部改正〔平成15年規則30号〕、一部改正〔平成16年規則17号〕

改正後

現行

(削除)

【参考事例】

神奈川県相模原市の児童虐待防止ネットワーク

1. 相模原市の概要

- 1) 人口：620,599人(平成16年4月1日現在)
- 2) 出生数(率)：6,068人(平成15年)
- 3) 0歳から18歳までの児童数(平成16年1月1日現在)
0～4歳 30,360人
5～9歳 30,183人
10～14歳 28,660人
15～19歳 30,773人

4) 市の特徴：北東側を東京都に接する神奈川県北部に位置し、優れた技術集積により次世代産業を担う内陸工業都市として発展を続けている。

2. 相模原市児童虐待防止ネットワーク設立理由と時期

平成12年の虐待防止法成立以降、児童虐待防止ネットワークの設置について検討していたところ、虐待死亡事件が発生。これを契機に「児童虐待防止ネットワーク」が平成13年5月に発足した。

3. 相模原市のネットワークの特徴

子育て支援課、福祉事務所、保健所が連携して中核機関の役割を担っている。保健所では、乳幼児について独自に作成したチェックリストを基にケースの重症度の評価を行いランク分けした上で初期対応に当たる。ケースの進行管理においても、市ネットワークで独自に作成した各機関共通のツールである支援評価シートを活用して対応にあたっている。

4. ネットワークのシステム

1) 組織

児童虐待防止ネットワークは「児童虐待防止協議会」と「児童虐待防止連絡会議」によって構成される。

2) 構成メンバー

①「児童虐待防止協議会」は相模原市(保健福祉部長、保健所長、学校教育部長)と児童相談所、児童養護施設、民生・児童委員、医師、歯科医師、保育園、弁護士、人権擁護委員、警察署、幼稚園、小・中学校などの市内の関係機関・団体から推薦された者で構成されている。

②「児童虐待防止連絡会議」には、「全体会議」と「ケース会議」が設置され、全体会議は、保健福祉、教育、消防などにおける市の関係機関の長と児童相談所指導課長で構成されている。ケース会議は、個別ケースの関係機関の担当者で構成されている。